

令和 8 年

第 3 回市議会定例会議案

令和 8 年 9 月

東久留米市

令和 8 年第 3 回市議会定例会提出議案

議案 番号	件 名	付託 委員会
6 3	東久留米市教育委員会委員の任命について	
6 4	東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	
6 5	東久留米市印鑑条例の一部を改正する条例	
6 6	東久留米市立公園条例の一部を改正する条例	
6 7	市道路線の廃止について	
6 8	市道路線の認定について	
6 9	令和 8 年度東久留米市一般会計補正予算（第 5 号）	
7 0	令和 8 年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	
7 1	令和 8 年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
7 2	令和 8 年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	

議案第 63 号

東久留米市教育委員会委員の任命について

東久留米市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

記

住 所 東京都東久留米市南沢

氏 名 たま がわ とも のり
玉 川 友 則

年 齢 49 歳

経 歴 平成 11 年 3 月 武蔵野音楽大学音楽学部声楽科 卒業
平成 13 年 3 月 武蔵野音楽大学大学院音楽研究科音楽学専攻 修了
平成 13 年 4 月 就農 現在に至る

（提案理由）

東久留米市教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第 6 4 号

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 4 年東久留米市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 6 項中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

付 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第7条まで（現行のとおり） （基本的責務）	第1条から第7条まで（略） （基本的責務）
第8条（現行のとおり）	第8条（略）
2から5まで（現行のとおり）	2から5まで（略）
6 法第6条の2第7項の規定により、その減量に関する計画の作成等について市長が指示することができる多量の事業系廃棄物（し尿を除く。）の範囲は次のとおりとする。 （1）及び（2）（現行のとおり）	6 法第6条の2第5項の規定により、その減量に関する計画の作成等について市長が指示することができる多量の事業系廃棄物（し尿を除く。）の範囲は次のとおりとする。 （1）及び（2）（略）
7（現行のとおり）	7（略）
第9条から第51条まで（現行のとおり）	第9条から第51条まで（略）

議案第 6 5 号

東久留米市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市印鑑条例の一部を改正する条例

東久留米市印鑑条例（昭和 5 2 年東久留米市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および」を「及び」に改める。

第 2 条中「あたつて」を「当たって」に改める。

第 5 条第 1 項中「あつた」を「あった」に、「または」を「又は」に改め、同条第 2 項中「よつて」を「よって」に改め、同条第 3 項中「みずから」を「自ら」に、「いずれかによつて」を「いずれかによって」に改め、同項第 2 号中「そえて」を「添えて」に改める。

第 6 条第 1 項中「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号中「または」を「又は」に改める。

第 1 9 条中「民間事業者」の次に「等」を加える。

第 2 0 条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条第 2 項中「あたり」を「当たり」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第 3 項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「あつた」を「あった」に改める。

第 2 1 条中「および」を「及び」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

多機能端末機に関する規定について、東久留米市事務手数料条例（昭和 3 3 年条例第 6 1 号）との整合性を図るとともに、文言を整理するため、所要の改正を行う必要がある。

東久留米市印鑑条例新旧対照表

改正案	現 行
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、印鑑の登録 <u>及び証明</u> について必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、印鑑の登録 <u>および証明</u> について必要な事項を定めることを目的とする。
(市長の責務)	(市長の責務)
第2条 市長は、この条例の適用に <u>当たっては</u> 、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。	第2条 市長は、この条例の適用に <u>あたっては</u> 、常に住民の権利の保護に留意するとともに、事務処理の効率化に努めなければならない。
第3条及び第4条 (現行のとおり)	第3条及び第4条 (略)
(登録申請の確認)	(登録申請の確認)
第5条 市長は、印鑑登録の申請が <u>あつた</u> ときは、当該登録申請者が本人であること、 <u>又は</u> 当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。	第5条 市長は、印鑑登録の申請が <u>あつた</u> ときは、当該登録申請者が本人であること、 <u>または</u> 当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。
2 前項の確認は、郵送その他市長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることに <u>よって</u> 行なうものとする。	2 前項の確認は、郵送その他市長が適当と認める方法により登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び市長が適当と認める書類を登録申請者に持参させることに <u>よって</u> 行なうものとする。
3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法の <u>いずれかによつて</u> 行なうことができる。	3 前項の規定にかかわらず、登録申請者が <u>みずから</u> 申請した場合の本人であることの確認は、次の各号に掲げる方法の <u>いずれかによつて</u> 行なうことができる。
(1) (現行のとおり)	(1) (略)
(2) 東京都の区市町村において、すでに印鑑の登録を受けているものが、その印鑑登録証明書を <u>添えて</u> 、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が東久留米市において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。	(2) 東京都の区市町村において、すでに印鑑の登録を受けているものが、その印鑑登録証明書を <u>そえて</u> 、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。この場合において、保証した者が東久留米市において印鑑の登録を受けているときは、印鑑登録証明書の添付を要しない。
4 (現行のとおり)	4 (略)
(印鑑の登録)	(印鑑の登録)
第6条 市長は、前条の規定により登録申請者が本人であること、 <u>又は</u> 申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、 <u>直ちに</u> これを登録しなければならない。	第6条 市長は、前条の規定により登録申請者が本人であること、 <u>または</u> 申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、 <u>ただちに</u> これを登録しなければならない。
2 (現行のとおり)	2 (略)
(登録印鑑の制限)	(登録印鑑の制限)
第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。	第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。
(1) から (3) まで (現行のとおり)	(1) から (3) まで (略)
(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、 <u>又は</u> 一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの	(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、 <u>または</u> 一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
(5) 印影が不鮮明なもの、 <u>又は</u> 文字の判読が困難なもの	(5) 印影が不鮮明なもの、 <u>または</u> 文字の判読が困難なもの
(6) (現行のとおり)	(6) (略)

2 (現行のとおり) 第8条から第18条まで (現行のとおり) (多機能端末機による印鑑登録証明の申請等) 第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、多機能端末機(東久留米市の情報システムと通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (関係人に対する質問) 第20条 市長は、印鑑の登録<u>及び</u>証明に関し、必要な調査をすることができる。 2 市長は、前項に規定する調査を行なうに<u>当たり</u>、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し質問をさせ、<u>又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。</u> 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、<u>又は文書若しくは印鑑の提示を求める場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u> (閲覧の禁止) 第21条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録<u>及び</u>証明に関する書類を閲覧に供してはならない。 第22条及び第23条 (現行のとおり)	2 (略) 第8条から第18条まで (略) (多機能端末機による印鑑登録証明の申請等) 第19条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、規則で定めるところにより、多機能端末機(東久留米市の情報システムと通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (関係人に対する質問) 第20条 市長は、印鑑の登録<u>および</u>証明に関し、必要な調査をすることができる。 2 市長は、前項に規定する調査を行なうに<u>あたり</u>、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し質問をさせ、<u>または文書もしくは印鑑の提示を求めさせることができる。</u> 3 当該職員は、前項の規定により質問をし、<u>または文書もしくは印鑑の提示を求める場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u> (閲覧の禁止) 第21条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録<u>および</u>証明に関する書類を閲覧に供してはならない。 第22条及び第23条 (略)
--	--

議案第 6 6 号

東久留米市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市立公園条例の一部を改正する条例
東久留米市立公園条例（令和 8 年東久留米市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

南沢第 1 6 緑地	〃	南沢四丁目 1 2 0 番 3 4
------------	---	-------------------

」を

「

南沢第 1 6 緑地	〃	南沢四丁目 1 2 0 番 3 4
南沢第 1 7 緑地	〃	南沢四丁目 1 4 9 番 5

」に改める。

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）
市立公園の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市立公園条例新旧対照表

改正案	現 行														
第 1 条から第 3 2 条まで （現行のとおり） 別表第 1 （第 2 条関係） 都市公園	第 1 条から第 3 2 条まで （略） 別表第 1 （第 2 条関係） 都市公園														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前沢南公園の項から前沢第 7 緑地の項まで （現行のとおり）</td><td></td></tr> <tr> <td>南沢第 1 6 緑地</td><td>〃 南沢四丁目 1 2 0 番 3 4</td></tr> <tr> <td>南沢第 1 7 緑地</td><td>〃 南沢四丁目 1 4 9 番 5</td></tr> </tbody> </table>	公園の名称	位置	前沢南公園の項から前沢第 7 緑地の項まで （現行のとおり）		南沢第 1 6 緑地	〃 南沢四丁目 1 2 0 番 3 4	南沢第 1 7 緑地	〃 南沢四丁目 1 4 9 番 5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前沢南公園の項から前沢第 7 緑地の項まで （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>南沢第 1 6 緑地</td><td>〃 南沢四丁目 1 2 0 番 3 4</td></tr> </tbody> </table>	公園の名称	位置	前沢南公園の項から前沢第 7 緑地の項まで （略）		南沢第 1 6 緑地	〃 南沢四丁目 1 2 0 番 3 4
公園の名称	位置														
前沢南公園の項から前沢第 7 緑地の項まで （現行のとおり）															
南沢第 1 6 緑地	〃 南沢四丁目 1 2 0 番 3 4														
南沢第 1 7 緑地	〃 南沢四丁目 1 4 9 番 5														
公園の名称	位置														
前沢南公園の項から前沢第 7 緑地の項まで （略）															
南沢第 1 6 緑地	〃 南沢四丁目 1 2 0 番 3 4														
別表第 2 から別表第 4 まで （現行のとおり）	別表第 2 から別表第 4 まで （略）														

議案第 6 7 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	市道 2 3 3 4 号線	南沢四丁目 1 4 9 番先から 南沢四丁目 1 5 4 番先まで	

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

（提案理由）

起終点位置が変更される道路について廃止する必要がある。

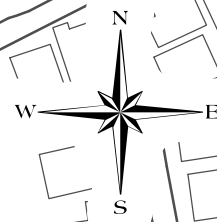
参考資料

廃止路線一覧表

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	市道 2 3 3 4 号線	南沢四丁目 1 4 9 番先から 南沢四丁目 1 5 4 番先まで	132.92	1.82	

廃止路線案内図

整理番号 1



南沢四丁目

149

2334

154

路線名	起 終 点 点	延長(m)	幅員(m)	備考
市道2334号線	南沢四丁目149番先から 南沢四丁目154番先まで	132.92	1.82	

凡 例

廃止路線



議案第 6 8 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	市道 2 3 3 4 号線	南沢四丁目 1 6 7 番 6 先から 南沢四丁目 1 4 8 番 3 先まで	

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

（提案理由）

市に移管された道路について認定する必要がある。

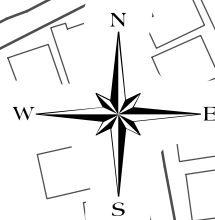
参考資料

認定路線一覧表

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1	市道 2 3 3 4 号線	南沢四丁目 1 6 7 番 6 先から 南沢四丁目 1 4 8 番 3 先まで	202.97	5.00～6.00	

認定路線案内図

整理番号 1



148-3

南沢四丁目

2334

167-6

路線名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備考
市道2334号線	南沢四丁目167番6先から 南沢四丁目148番3先まで	202.97	5.00～6.00	

凡 例

認定路線



議案第 6 9 号

令和 8 年 度 東 久 留 米 市 一 般 会 計 補 正 予 算

令和8年度東久留米市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度東久留米市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,632,041千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,919,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年9月1日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円 184,056	千円 16,336	千円 200,392
	1 地方特例交付金	184,056	16,336	200,392
10 地方交付税		5,138,000	△89,949	5,048,051
	1 地方交付税	5,138,000	△89,949	5,048,051
14 国庫支出金		10,854,321	20,777	10,875,098
	1 国庫負担金	9,585,167	7,200	9,592,367
	2 国庫補助金	1,233,106	13,577	1,246,683
15 都支出金		9,430,400	82,661	9,513,061
	1 都負担金	3,247,100	3,600	3,250,700
	2 都補助金	5,884,179	78,761	5,962,940
	3 委託金	299,121	300	299,421
18 繰入金		2,606,360	△153,190	2,453,170
	1 基金繰入金	2,606,359	△170,133	2,436,226
	2 特別会計繰入金	1	16,943	16,944
19 繰越金		250,000	1,748,133	1,998,133
	1 繰越金	250,000	1,748,133	1,998,133
20 諸収入		346,543	773	347,316
	5 雑入	229,828	773	230,601
21 市債		832,900	6,500	839,400

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 市債	千円 832,900	千円 6,500	千円 839,400
歳 入	合 計	55,287,574	1,632,041	56,919,615

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,697,522	千円 1,296,416	千円 6,993,938
	1 総務管理費	4,563,930	1,296,416	5,860,346
3 民生費		30,055,734	23,890	30,079,624
	1 社会福祉費	11,393,400	16,347	11,409,747
	2 児童福祉費	14,037,316	7,543	14,044,859
4 衛生費		3,669,613	△22,572	3,647,041
	1 保健衛生費	1,481,005	△22,572	1,458,433
8 土木費		4,046,137	339,743	4,385,880
	2 道路橋梁費	910,871	14,612	925,483
	4 都市計画費	2,128,628	325,131	2,453,759
	5 下水道事業費	725,066	0	725,066
10 教育費		6,960,051	△5,436	6,954,615
	1 教育総務費	1,893,436	300	1,893,736
	2 小学校費	2,621,187	△6,172	2,615,015
	4 社会教育費	768,943	436	769,379
歳 出 合 計		55,287,574	1,632,041	56,919,615

第2表 繰越明許費補正

(追加) (単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業	29,323
8 土木費	4 都市計画費	東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備事業	108,922

第3表 債務負担行為補正

(追加) (単位:千円)

事項	期間	限度額
東久留米駅西口昇降施設改築及び駅西口広場整備事業	令和9年度から令和10年度まで	174,900

(廃止) (単位:千円)

事項	期間	限度額
市庁舎改修コンストラクションマネジメント委託	令和9年度まで	48,400

第4表 地方債補正

(変更) (単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	225,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府、東京都、そ の他金融機関に ついては、その融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は、繰上償還もし くは低利に借り 換えすることが できる。	231,600	同左	同左	同左

令和8年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
9 地方特例交付金	184,056	16,336	200,392
10 地方交付税	5,138,000	△89,949	5,048,051
14 国庫支出金	10,854,321	20,777	10,875,098
15 都支出金	9,430,400	82,661	9,513,061
18 繰入金	2,606,360	△153,190	2,453,170
19 繰越金	250,000	1,748,133	1,998,133
20 諸収入	346,543	773	347,316
21 市債	832,900	6,500	839,400
歳 入 合 計	55,287,574	1,632,041	56,919,615

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,697,522	1,296,416	6,993,938
3 民生費	30,055,734	23,890	30,079,624
4 衛生費	3,669,613	△22,572	3,647,041
8 土木費	4,046,137	339,743	4,385,880
10 教育費	6,960,051	△5,436	6,954,615
歳 出 合 計	55,287,574	1,632,041	56,919,615

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
14,338	6,747	0	700	1,274,631
7,200	6,783	0	73	9,834
0	0	0	0	△22,572
0	10,726	6,500	0	322,517
△761	58,405	0	0	△63,080
20,777	82,661	6,500	773	1,521,330

2 歳 入

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	千円 184,056	千円 16,336	千円 200,392
計	184,056	16,336	200,392

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	5,138,000	△89,949	5,048,051
計	5,138,000	△89,949	5,048,051

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費負担金	9,583,010	7,200	9,590,210
計	9,585,167	7,200	9,592,367

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	432,612	14,338	446,950
5 教育費補助金	9,856	△761	9,095
計	1,233,106	13,577	1,246,683

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方特例交付金	千円 16,336	地方特例交付金 千円 16,336

1 地方交付税	△89,949	普通交付税 △89,949

1 社会福祉費負担金	7,200	障害者自立支援医療（更生・育成）負担金 7,200

2 総務管理費補助金	14,338	地域診療情報連携推進費補助金 14,338
1 小学校費補助金	△761	特別支援教育就学奨励費補助金 △761

1 5 款 都支出金

1 項 都負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費負担金	千円 3,237,563	千円 3,600	千円 3,241,163
計	3,247,100	3,600	3,250,700

1 5 款 都支出金

2 項 都補助金

1 総務費補助金	1,941,676	△109,965	1,831,711
2 民生費補助金	3,111,766	9,930	3,121,696
6 土木費補助金	282,046	7,306	289,352
7 教育費補助金	487,215	171,490	658,705
計	5,884,179	78,761	5,962,940

1 5 款 都支出金

3 項 委託金

5 教育費委託金	6,949	300	7,249
計	299,121	300	299,421

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	千円 3,600	自立支援給付費負担金 千円 3,600

1 総務管理費補助金	3,585	東京都地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金 3,585
2 市町村総合交付金	△113,550	市町村総合交付金（政策連携枠） △113,550
1 社会福祉費補助金	2,249	心身障害者医療費助成制度システム改修等事業補助金 2,249
2 児童福祉費補助金	7,681	保育士等キャリアアップ補助金 3,183 子ども医療費助成等オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金 4,498
1 道路橋梁費補助金	7,306	市道改修工事補助金（土木補助） 7,306
2 小学校費補助金	171,490	東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金 171,490

1 教育総務費委託金	300	デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金 300

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	1,570,715	△170,133	1,400,582
計	2,606,359	△170,133	2,436,226

18 款 繰入金

2 項 特別会計繰入金

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	16,943	16,944
計	1	16,943	16,944

19 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	250,000	1,748,133	1,998,133
計	250,000	1,748,133	1,998,133

20 款 諸収入

5 項 雑入

4 雑入	228,719	773	229,492
計	229,828	773	230,601

21 款 市債

1 項 市債

3 土木債	251,100	6,500	257,600
計	832,900	6,500	839,400

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 △170,133	財政調整基金繰入金	千円 △170,133

1 後期高齢者医 療特別会計繰 入金	16,943	後期高齢者医療特別会計繰入金	16,943

1 繰越金	1,748,133	前年度繰越金	1,748,133

5 雑入	773	都有地転貸料等 自治総合センターコミュニティ助成金	73 700

1 市道整備 事業債	6,500	道路整備事業債	6,500

18款 繰入金 ～ 21款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	1, 026, 293	△48, 400	977, 893					△48, 400
								△48, 400
9 行政管理費	1, 267, 337	72, 488	1, 339, 825	14, 338	6, 747			51, 403
				14, 338	6, 747			51, 403
13 防災対策費	169, 864	3, 360	173, 224				700	2, 660
								2, 660
							700	0
15 コミュニティ振興費	346, 376	4, 929	351, 305					4, 929
								4, 929
17 諸費	875	4, 249	5, 124					4, 249
								4, 249
18 財政調整基金費	8, 257	999, 067	1, 007, 324					999, 067
								999, 067

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△48,400	<u>7 近未来型市役所実現ビジョン推進事業（管財課）</u> △48,400 委託料 △48,400 庁舎改修コンストラクションマネジメント委託 △48,400
12 委 託 料	72,488	<u>3 庁内業務系システム運用保守事務（行政経営課）</u> 72,488 委託料 72,488 システム修正等委託 72,488
12 委 託 料	2,660	<u>6 震災対策井戸整備事業（防災防犯課）</u> 2,660 委託料 2,660 井戸ポンプ等交換委託 2,660
18 負担金、補助 及び交付金	700	<u>8 自主防災組織育成事業（防災防犯課）</u> 700 負担金、補助及び交付金 700 地域防災組織育成助成事業補助金 700
12 委 託 料	4,929	<u>6 地域センター管理事業（地域振興課）</u> 4,929 委託料 4,929 西部地域センターエレベーター部品交換委託 4,929
22 償還金、利子 及び割引料	4,249	<u>1 過年度過誤納償還金</u> 4,249 （環境政策課） 12 償還金、利子及び割引料 12 過年度返還金 12 （介護福祉課） 2,037 償還金、利子及び割引料 2,037 国庫支出金過年度返還金 1,358 都支出金過年度返還金 679 （保険年金課） 2,200 償還金、利子及び割引料 2,200 国庫支出金過年度返還金 2,200
24 積 立 金	999,067	<u>1 財政調整基金積立金（財政課）</u> 999,067 積立金 999,067 基金積立金 999,067

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
19 減債基金費	419	260,723	261,142					260,723
								260,723
計	4,563,930	1,296,416	5,860,346	14,338	6,747	0	700	1,274,631

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 心身障害者 福祉費	5,284,658	14,400	5,299,058	7,200	3,600			3,600
				7,200	3,600			3,600
7 後期高齢者 医療事業費	2,078,024	1,947	2,079,971					1,947
								1,947
計	11,393,400	16,347	11,409,747	7,200	3,600	0	0	5,547

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総 務費	7,267,305	6,365	7,273,670		3,183			3,182
					3,183			3,182
2 保育運営費	4,305,272	1,178	4,306,450				73	1,105
							73	1,105

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	260,723	<u>1 減債基金積立金（財政課）</u> 260,723 積立金 260,723 基金積立金 260,723

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶 助 費	14,400	<u>9 療養介護医療費支給事務（障害福祉課）</u> 14,400 扶助費 14,400 療養介護医療費 14,400
27 繰 出 金	1,947	<u>2 後期高齢者医療特別会計繰出金（財政課）</u> 1,947 繰出金 1,947 特別会計繰出金 1,947

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	6,365	<u>6 地域型保育事業運営支援事業（保育幼稚園課）</u> 6,365 負担金、補助及び交付金 6,365 保育士等キャリアアップ補助金 6,365
11 役 務 費	1	<u>1 私立保育園運営支援事業（保育幼稚園課）</u> 1,178 役務費 1 諸手数料 1
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,177	

2 款 総務費 ～ 3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
計	14,037,316	7,543	14,044,859	0	3,183	0	73	4,287

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	574,268	△22,572	551,696					△22,572
								△22,572
計	1,481,005	△22,572	1,458,433	0	0	0	0	△22,572

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	472,999	14,612	487,611		7,306	6,500		806
					7,306	6,500		806
計	910,871	14,612	925,483	0	7,306	6,500	0	806

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		使用料及び賃借料 1,177 都用地借り上げ料 1,177

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△22,572	<u>14 予防接種事業（健康課）</u> △22,572 委託料 △22,572 予防接種委託 △22,572

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	14,612	<u>1 道路維持管理事業（管理課）</u> 14,612 工事請負費 14,612 道路舗装補修工事 14,612

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	881,299	318,522	1,199,821					318,522
								318,522
3 公園費	382,445	6,609	389,054		3,135			3,474
					3,135			3,474
計	2,128,628	325,131	2,453,759	0	3,135	0	0	321,996

8 款 土木費

5 項 下水道事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道整備費	725,066	0	725,066		285			△285
					285			△285
計	725,066	0	725,066	0	285	0	0	△285

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 指導費	234,588	300	234,888		300			0
					300			0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	318,522	<u>9 都市計画事業基金積立金（財政課）</u> 318,522 積立金 318,522 基金積立金 318,522
12 委託料	2,418	<u>1 公園維持管理事業（環境政策課）</u> 6,609 委託料 2,418 樹木剪定委託 2,000 防犯カメラ看板設置委託 418 工事請負費 4,191 防犯カメラ設置工事 4,191
14 工事請負費	4,191	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>1 下水道事業会計繰出金</u> 財源更正

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	2	<u>16 東京都受託事業（指導室）</u> 300 需用費 2 消耗品費 2 備品購入費 298 備品購入費 298
17 備品購入費	298	

8 款 土木費 ～ 10 款 教育費

10款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
計	1,893,436	300	1,893,736	0	300	0	0	0

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	439,564	△27,648	411,916	△761				△26,887
				△761				△27,207
								320
4 学校給食費	850,595	21,476	872,071		57,940			△36,464
					57,940			△36,464
計	2,621,187	△6,172	2,615,015	△761	57,940	0	0	△63,351

10款 教育費

4項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
3 文化財保護費	24,779	436	25,215		165			271
					165			271
計	768,943	436	769,379	0	165	0	0	271

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	320	<u>2 小学校就学援助事業（学務課）</u> △27,968
19 扶 助 費	△27,968	扶助費 △27,968 就学援助費 △24,925 就学奨励費 △3,043
		<u>10 小学校特別支援学級支援事業（指導室）</u> 320
		負担金、補助及び交付金 320
		特別支援学級宿泊学習補助金 320
18 負担金、補助 及び交付金	21,476	<u>2 小学校給食事業（学務課）</u> 21,476
		負担金、補助及び交付金 21,476
		学校給食費補助金 21,476

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需 用 費	216	<u>1 文化財保護事業（生涯学習課）</u> 436
14 工事請負費	220	需用費 216 施設管理修繕料 216 工事請負費 220 防犯カメラ設置工事 220

10 款 教育費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国・都 支出金	地方債	その他	
東久留米駅西口昇 降施設改築及び駅 西口広場整備事業 (令和8年度設定)	174,900			令和9年度から 令和10年度まで	174,900				174,900

地 方 債 の 前 々 年 度 末 及 び 前 年 度 末 に お け る 現 在 高
並 び に 当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み に 関 す る 調 書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1. 普通債	6,096,677	6,151,555	1,563,300	788,382	6,926,473
(1) 総務債	314,133	403,032	180,700	51,470	532,262
(2) 民生債	248,357	186,271	59,000	31,222	214,049
(3) 衛生債	176,051	134,682	—	14,682	120,000
(4) 土木債	1,646,514	1,538,711	314,900	244,900	1,608,711
(5) 消防債	261,460	267,611	32,300	30,720	269,191
(6) 教育債	3,450,162	3,621,248	976,400	415,388	4,182,260
2. その他	15,439,510	13,870,613	—	1,563,881	12,306,732
(1) 住民税等減税補てん債	35,206	10,423	—	10,423	—
(2) 減収補てん債	115,586	96,322	—	19,265	77,057
(3) 臨時財政対策債	15,288,718	13,763,868	—	1,534,193	12,229,675
計	21,536,187	20,022,168	1,563,300	2,352,263	19,233,205

(注) 「当該年度中増減見込額」の「起債見込額」は、令和7年度繰越明許費に係る収入見込額を含む。

議案第 7 0 号

令和8年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算

令和 8 年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東久留米市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 2, 1 1 1 千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 6 3 6, 8 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 1,258,445	千円 24,466	千円 1,282,911
	2 基金繰入金	0	24,466	24,466
7 繰越金		1	57,645	57,646
	1 繰越金	1	57,645	57,646
歳 入 合 計		11,554,727	82,111	11,636,838

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 14,501	千円 82,111	千円 96,612
	1 償還金及び還付金	14,501	82,111	96,612
歳 出 合 計		11,554,727	82,111	11,636,838

令和8年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 繰入金	1,258,445	24,466	1,282,911
7 繰越金	1	57,645	57,646
歳入合計	11,554,727	82,111	11,636,838

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 諸支出金	14, 501	82, 111	96, 612
歳 出 合 計	11, 554, 727	82, 111	11, 636, 838

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	82,111
0	0	0	0	82,111

2 歳 入

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業運営基金繰入金	千円 0	千円 24,466	千円 24,466
計	0	24,466	24,466

7 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	57,645	57,646
計	1	57,645	57,646

節		説	明
区 分	金 額		
1 国民健康保険 事業運営基金 繰入金	千円 24,466	国民健康保険事業運営基金繰入金	千円 24,466

1 前年度繰越金	57,645	前年度繰越金	57,645

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	1	82,111	82,112					82,111
								82,111
計	14,501	82,111	96,612	0	0	0	0	82,111

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	82, 111	<u>1 償還金</u> 82, 111 償還金、利子及び割引料 82, 111 都支出金過年度返還金 82, 111

議案第 7 1 号

令和8年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和８年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度東久留米市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７２，６０９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，４０７，２３５千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月１日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 2,078,024	千円 1,947	千円 2,079,971
	1 他会計繰入金	2,078,024	1,947	2,079,971
3 諸収入		142,894	16,943	159,837
	2 償還金及び還付加算金	2	16,943	16,945
5 繰越金		1	53,719	53,720
	1 繰越金	1	53,719	53,720
歳 入 合 計		4,334,626	72,609	4,407,235

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		千円 4, 046, 371	千円 52, 149	千円 4, 098, 520
	1 広域連合負担金	4, 046, 371	52, 149	4, 098, 520
5 諸支出金		3, 072	20, 460	23, 532
	1 償還金及び還付加算金	3, 071	3, 517	6, 588
	2 繰出金	1	16, 943	16, 944
歳 出 合 計		4, 334, 626	72, 609	4, 407, 235

令和8年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	2,078,024	1,947	2,079,971
3 諸収入	142,894	16,943	159,837
5 繰越金	1	53,719	53,720
歳入合計	4,334,626	72,609	4,407,235

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 分担金及び負担金	4,046,371	52,149	4,098,520
5 諸支出金	3,072	20,460	23,532
歳 出 合 計	4,334,626	72,609	4,407,235

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	737	51,412
0	0	0	1,210	19,250
0	0	0	1,947	70,662

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 2, 078, 024	千円 1, 947	千円 2, 079, 971
計	2, 078, 024	1, 947	2, 079, 971

3 款 諸収入

2 項 償還金及び還付加算金

2 償還金	1	16, 943	16, 944
計	2	16, 943	16, 945

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	53, 719	53, 720
計	1	53, 719	53, 720

節		説	明
区 分	金 額		
3 事務費繰入金	千円 737	事務費繰入金	千円 737
6 職員給与費等繰入金	1,210	職員給与費等繰入金	1,210

1 還付金	16,943	還付金	16,943

1 繰越金	53,719	前年度繰越金	53,719

3 歳 出

2 款 分担金及び負担金

1 項 広域連合負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 広域連合分 賦金	4, 046, 371	52, 149	4, 098, 520				737	51, 412
							737	51, 412
計	4, 046, 371	52, 149	4, 098, 520	0	0	0	737	51, 412

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	3, 070	1, 210	4, 280				1, 210	0
							1, 210	0
2 償還金	1	2, 307	2, 308					2, 307
								2, 307
計	3, 071	3, 517	6, 588	0	0	0	1, 210	2, 307

5 款 諸支出金

2 項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	1	16, 943	16, 944					16, 943
								16, 943
計	1	16, 943	16, 944	0	0	0	0	16, 943

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	52,149	<u>1 広域連合分賦金</u> 52,149 負担金、補助及び交付金 52,149 保険料等負担金 23,476 事務費負担金 737 保険料等負担金（過年度分） 27,936

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	1,210	<u>1 保険料還付金</u> 1,210 償還金、利子及び割引料 1,210 保険料還付金 1,210
22 償還金、利子 及び割引料	2,307	<u>1 償還金</u> 2,307 償還金、利子及び割引料 2,307 保険料償還金 7 葬祭費受託事業償還金 2,300

(単位： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰 出 金	16,943	<u>1 繰出金</u> 16,943 繰出金 16,943 一般会計繰出金 16,943

後期高齢者医療特別会計

議案第 7 2 号

令和8年度東久留米市介護保険特別会計補正予算

令和 8 年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度東久留米市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 4, 6 2 4 千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 6 9 9, 7 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 支払基金交付金		千円 3,141,925	千円 2,330	千円 3,144,255
	1 支払基金交付金	3,141,925	2,330	3,144,255
6 繰入金		2,406,224	75,912	2,482,136
	2 基金繰入金	404,201	75,912	480,113
7 諸収入		8,277	11,514	19,791
	2 雑入	7,297	11,514	18,811
8 繰越金		1	344,868	344,869
	1 繰越金	1	344,868	344,869
歳 入 合 計		12,265,160	434,624	12,699,784

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 1,801	千円 344,868	千円 346,669
	1 基金積立金	1,801	344,868	346,669
6 諸支出金		3,401	89,756	93,157
	1 償還金及び還付金	3,401	89,756	93,157
歳 出 合 計		12,265,160	434,624	12,699,784

令和8年度東久留米市介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 支払基金交付金	3,141,925	2,330	3,144,255
6 繰入金	2,406,224	75,912	2,482,136
7 諸収入	8,277	11,514	19,791
8 繰越金	1	344,868	344,869
歳入合計	12,265,160	434,624	12,699,784

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
4 基金積立金	1, 801	344, 868	346, 669
6 諸支出金	3, 401	89, 756	93, 157
歳 出 合 計	12, 265, 160	434, 624	12, 699, 784

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	344,868
0	0	0	0	89,756
0	0	0	0	434,624

2 歳 入

2 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	千円 97,239	千円 2,330	千円 99,569
計	3,141,925	2,330	3,144,255

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	404,201	75,912	480,113
計	404,201	75,912	480,113

7 款 諸収入

2 項 雑入

4 過年度収入	0	11,514	11,514
計	7,297	11,514	18,811

8 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	1	344,868	344,869
計	1	344,868	344,869

節		説	明
区 分	金 額		
1 地域支援事業 交付金	千円 2,330	地域支援事業交付金（過年度分）	千円 2,330

1 介護給付費準備基金繰入金	75,912	介護給付費準備基金繰入金	75,912

1 国庫支出金過年度収入	7,305	国庫支出金過年度収入	7,305
2 都支出金過年度収入	4,209	都支出金過年度収入	4,209

1 繰越金	344,868	前年度繰越金	344,868

3 歳 出

4 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護給付費 準備基金積 立金	1,801	344,868	346,669					344,868
								344,868
計	1,801	344,868	346,669	0	0	0	0	344,868

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 第 1 号被保 険者保険料 還付金	3,400	1,210	4,610					1,210
								1,210
2 償還金	1	88,546	88,547					88,546
								88,546
計	3,401	89,756	93,157	0	0	0	0	89,756

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積 立 金	344,868	<u>1 介護給付費準備基金積立金</u> 344,868 積立金 344,868 基金積立金 344,868

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	1,210	<u>1 第1号被保険者保険料還付金</u> 1,210 償還金、利子及び割引料 1,210 保険料還付金 1,210
22 償還金、利子 及び割引料	88,546	<u>1 償還金</u> 88,546 償還金、利子及び割引料 88,546 償還金 14,348 国庫支出金過年度返還金 65,687 都支出金過年度返還金 8,511

